

津市西部クリーンセンターボイラー・タービン主任技術者の取扱いに関する細則

平成18年1月1日

改正 平成20年3月10日

平成21年2月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、津市西部クリーンセンターボイラー・タービン主任技術者の取扱いに関する要綱（平成18年津市訓第68号。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、津市西部クリーンセンターボイラー・タービン主任技術者（以下「主任技術者」という。）の賃金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職等)

第2条 要綱第5条第1項の規定により任命された主任技術者がその任用の期間中において満65歳に達した場合における離職の日は、その任用期間の末日とする。

(賃金)

第3条 要綱第6条第1項の規定により定める主任技術者に対する賃金は、月額1万5,090円とする。

(賃金の支給日)

第4条 主任技術者に対する賃金の支給日は、毎月10日又は離職する日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は当該休日でない日を支給日とする。

(通勤に要する経費)

第5条 要綱第7条に規定する通勤に要する経費は、通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満のときは100円に、片道4キロメートル以上10キロメートル未満のときは200円に、片道10キロメートル以上のときは300円に市長が別に定める期間において出勤した日数を乗じて得た額とする。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月10日）

- 1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市西部クリーンセンターボイラー・タービン主任技術者の取扱いに関する細則の規定は、この細則の施行の日以後の勤務に係る賃金及び通勤に要する経費について適用し、同日前の勤務に係る賃金及び通勤に要する経費については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月27日）

この細則は、平成21年3月1日から施行する。